

令和 6 年

第 4 回 農業委員会総会（月例会）議案

令和 6 年 4 月 8 日

前橋市農業委員会

令和6年 第4回 農業委員会総会 議事録

- ・開会日時 令和6年4月8日午後1時57分
- ・閉会日時 令和6年4月8日午後3時57分
- ・開催場所 議会庁舎3階301会議室

・出席委員（23人）

1番 石村 利夫	2番 澁澤 聖一	3番 小堀 清	4番 星野 和幸
5番 松島 敏男	6番 伊能 良雄	7番 関 けい子	8番 横室 辰雄
9番 坂本 忠	10番 井田 健	11番 平野 豊一	12番 須賀 民雄
13番 阿久津 昌枝	14番 松田 智之	15番 茂木 啓二	16番 栗原 博
18番 伊藤 晴夫	19番 山口 かず子	20番 狩野 富一	21番 小林 要
22番 石井 真帆美	23番 町田 祐介	24番 猪岡 正一	

・欠席委員（1人）

17番 奥野 芳男

・事務局出席者

事務局長 片貝 早苗	局長補佐 長谷川 浩樹	局長補佐 井草 依早子	係長 高山 幸治
副主幹 佐藤 信一	副主幹 山田 正史	副主幹 阿久澤 強	副主幹 望月 優至
主事 山崎 佑香	主事 藤井 康平	嘱託員 高橋 正子	

・付議事件

- (1) 議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第20号 農地法の規定による許可の取消しについて（5条）
- (3) 議案第21号 農地法の規定による許可の取下げについて（4条）
- (4) 議案第22号 農地法の規定による許可の取下げについて（5条）
- (5) 議案第23号 農地一時転用許可期限延長願いについて（5条）
- (6) 議案第24号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について（5条）
- (7) 議案第25号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (8) 議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (9) 議案第27号 公売農地の買受適格証明願いについて（耕作目的）
- (10) 議案第28号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について

・協議事項

- (1) 遊休農地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について
- (2) 農業振興地域整備計画（令和5年9月除外）の変更に係る農業委員会への意見聴取について
- (3) 令和6年度最適化活動の目標の設定等（案）について

・報告事項

- (1) 農地法第4条の規定による届出書の受理状況について
- (2) 農地法第5条の規定による届出書の受理状況について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について
- (4) 農地転用等の意見聴取の結果について
- (5) 令和6年度前橋市農業委員会事業計画（案）について
- (6) 職員の任免について

事務局長	それでは、定刻になりましたので、これより令和6年 第4回 農業委員会総会を開催いたします。開会に先立ちまして、澁澤会長よりご挨拶をお願いいたします。
澁澤会長 事務局長	◇（挨拶） ありがとうございました。続きまして、本日の出席状況についてご報告いたします。本日の欠席通告者は、17番 奥野 芳男委員の1人であります。従いまして在任委員24人中23人の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを、ご報告申し上げます。なお、本総会是一般公開となりますので、傍聴者がいる場合は随時受付をさせていただきますことをご了承ください。ここからは、会議規則第5条の規定により、会長が議長となり会議を進めることとなりますので、澁澤会長よりお願いいたします。
議長	それでは、令和6年第4回農業委員会総会を開催いたします。初めに、前橋市農業委員会総会会議規則第25条第3項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。24番 猪岡 正一委員、1番 石村 利夫委員をお願いいたします。なお、総会での発言については、会議規則に基づき、挙手をして、自己の議席番号及び氏名を告げ、議長の許可を求めてから発言をお願いします。発言は審議に関するものとし、要点をおさえ簡潔にお願いします。特に、議題外にわたったり、議題そのものの範囲を超えたりしないようご注意ください、議事のスムーズな進行にご協力をお願いします。
議長	それでは、議事に入ります。議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1番から10番の審議をお願いします。事務局の説明をお願いします。
山崎主事	◇（説明） 以上、整理番号1番、2番、10番を除く3番から9番の申請については、農地法第3条第2項の不許可の条件に該当しないため、許可条件をすべて満たしておりますのでご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
◇◇◇	◇（意見 質問等なし）
議長	なければ採決したいと思います。整理番号1番、2番は、4条及び5条申請と関連があるため、10番は、5条申請と関連があるため、後に一括して審議を行うこととし、整理番号3番から9番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
◇◇◇	◇（挙手）
議長	全員賛成でありますので、議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請については、3番から9番を許可とすることに決定いたします。 次に、議案第20号 農地法の規定による許可の取消し、第5条許可について、整理番号1番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
望月副主幹	◇（説明） 以上1番の申請についてご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いいたします。
18番委員	18番です。こちらの所在地の譲渡人と譲受人が同じですけれども、これは同じ人が個人と会社と両方をやっているという解釈でよろしいでしょうか。
望月副主幹	事務局の望月です。譲受人の代表が譲渡人という関係であります。
18番委員	個人から法人の場合にも5条が必要ですか。それで、今回やらないということですか。
望月副主幹	はい、おっしゃる通りです。
議長	よろしいでしょうか。他にご質問等ございませんか。ご意見等なければ採決したいと思います。整理番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。
◇◇◇	◇（挙手）
議長	全員賛成でありますので、議案第20号 農地法の規定による許可の取消し、第5条許可については、整理番号1番を承認とすることに決定いたします。

	次に、議案第21号 農地法の規定による許可申請の取下げ、4条許可申請について、整理番号1番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
佐藤副主幹	◇（説明）
	以上1番の申請についてご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
10番委員	10番です。こちらは畑の農地改良ということなのですが、畑が今まで低かったので土を入れて高くしたいということなのではないでしょうか。あるいは全く別に、農地改良する必要がない品物を作るために方針変更したので、結果的に農地改良がいらなくなったということなのではないでしょうか。もし分かれば教えていただきたいと思います。
佐藤副主幹	農地系の佐藤です。農地改良については、畑が低かったので土を入れて高くするという改良の計画でした。なぜ取下げになったかという、農地改良後、農地利用の計画の確認がまだはっきりしていなかった、その辺をはっきりさせてからの申請ということで取下げとなりました。
10番委員	ありがとうございます。
議長	他にご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。
◇◇◇	◇（挙手）
議長	全員賛成でありますので、議案第21号 農地法の規定による許可申請の取下げ、4条許可申請については、整理番号1番を承認とすることに決定します。
	次に、議案第22号 農地法の規定による許可申請の取下げ、5条許可申請について、整理番号1番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
望月副主幹	◇（説明）
	以上1番の申請についてご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
◇◇◇	◇（意見、質問等なし）
議長	ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。
◇◇◇	◇（挙手）
議長	全員賛成でありますので、議案第22号 農地法の規定による許可申請の取下げ、5条許可申請については、整理番号1番を承認とすることに決定します。
	次に、議案第23号 農地一時転用許可期限延長願い、5条許可について、整理番号1番から2番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
望月副主幹	◇（説明）
	以上1番、2番の申請についてご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
◇◇◇	◇（意見、質問等なし）
議長	ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番から2番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。
◇◇◇	◇（挙手）
議長	全員賛成でありますので、議案第23号 農地一時転用許可期限延長願い5条許可については、整理番号1番から2番を承認とすることに決定いたします。
	次に、議案第24号 農地法の規定による許可後の計画変更申請5条許可について、整理番号1番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
望月副主幹	◇（説明）
	以上1番の申請についてご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
◇◇◇	◇（意見、質問等なし）

議 長	ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号 1 番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。
◇◇◇	◇（挙 手）
議 長	全員賛成でありますので、議案第 2 4 号 農地法の規定による許可後の計画変更申請 5 条許可については、整理番号 1 番を承認とすることに決定します。
	次に、議案第 2 5 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、整理番号 4 番については、先の審議で取下げが承認されたため、整理番号 1 番から 3 番、5 番から 6 番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
佐藤副主幹	◇（説 明） 以上 1 番から 3 番の申請については、農地法第 4 条第 6 項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますのでご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
1 8 番委員	1 8 番です。始末書の添付が 2 つあるんですけども、これに関しては本人の方からの是正なのか、こちらからの指摘による是正なのか教えていただきたいと思います。
佐藤副主幹	農地係の佐藤です。本人が知り合いの方から指摘されたり、何かするときにここが農地だったということに気付いて是正の申請をしたいということで、農政課の除外の手続きから進めていて、今、転用の手続きになっているというところでございます。
1 8 番委員	始末書を書いてくださいということで、提出をお願いしているということでしょうか。
佐藤副主幹	そうです。是正の案件については除外のとき、どういった理由でなったとか、なぜ気が付かなかったかというところで、今後こんなことがないようにと始末書の方を添付させていただいております。
議 長	他にございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号 5 番、6 番は、3 条及び 5 条申請と関連があるため、後に一括して審議を行うこととし、整理番号 1 番から 3 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
◇◇◇	◇（挙 手）
議 長	賛成多数でありますので、議案第 2 5 号 農地法第 4 条の規定による許可申請については、整理番号 1 番から 3 番を許可とすることに決定いたします。
	次に、議案第 2 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、整理番号 4 4 番については、先の審議で取下げが承認されたため、整理番号 1 番から 4 3 番、4 5 番から 4 7 番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
望月副主幹	◇（議案書説明） 以上 1 番から 4 3 番、4 6 番の申請については、農地法第 5 条 2 項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますのでご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	なお、整理番号 2 3 番、2 4 番、2 5 番、2 9 番、4 3 番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。
調査班長 （関委員）	◇（報 告） 調査班長の関です。ご報告いたします。整理番号 5 条の 2 3 番、売買、露天資材置場・露天駐車場の申請です。現地・面接調査案内図は、9 ページから 1 5 ページです。申請地は、宮城支所から西約 2. 1 k m に位置し、北側は雑種地、西側は道路、東側は農地、南側は宅地と農地に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する第 2 種農地です。現地案内図は 1 2 ページです。面接には申請法人の代表者及び申請代理人、行政書士が来られました。申請法人は、市内に本店を構え、クレーン工事業を主に営業しています。従業員は 2 0 名、年間の売上額は、2 億 5 千万円ほどのことです。事業所敷地と申請地北側の資材置場兼駐車場に分散してクレーン車を駐車しているが、既存の駐車スペースでは手狭なため、駐車場を確保したく申請するものです。申請地は北側

の既存の施設と一体で利用し、クレーン車12台と大型ブロック等の資材を置くとのことです。ユニット住宅のパーツの仮置場としても利用したいとのことです。土地の造成は、転圧して、砕石敷にし、クレーン車の置場には鉄板を敷くとのことです。雨水は自然浸透とのことです。境界の確定は済んでおり、また、照明灯の設置の予定はないが、設置する場合には、周辺農地に影響が無いように内側を照らすように設置します。既存の擁壁により道路より一段高くなっているため、フェンスは設置せず、転落防止のための措置を講ずるとのことです。調査班としましては、資材置場・駐車場の必要性、事業の確実性が伺えること、被害防除対策が取られていることから、許可相当と判断しました。

続きまして、整理番号5条の24番、25番、売買、露天資材置場、露天駐車場の申請です。現地・面接調査案内図は、16ページから24ページです。申請地は、宮城支所から北西約2.4kmに位置し、北側は宅地と農地、西側、東側は道路、南側は宅地に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する第2種農地です。現地案内図は21ページです。面接には申請法人の代表者及び申請代理人 行政書士が来られました。申請法人は、埼玉県に本店を構え、燃焼炉の築造や修理を行う築炉工事業を主として営業しているとのことです。従業員は9名、年間の売上額は、約1億円とのことです。全国で工事を行っており、市の焼却炉の工事なども手掛けているとのことです。代表者は申請地の隣接地に居住しており、工事を行う現場に行く際には代表者の自宅に駐車している社用車に乗り合わせて向かうため、従業員の乗用車を代表者の自宅に駐車しておりますが、手狭とのことです。また、資機材の置場として栃木県にある倉庫を利用しており、遠方のため不便しているとのことで、代表者自宅に隣接する申請地を取得し、露天資材置場、露天駐車場として利用したく申請するものです。土地の造成は、転圧して、砕石敷にするとのことです。雨水は自然浸透とのことです。調査班としましては、資材置場・駐車場の必要性、事業の確実性が伺えること、被害防除対策が取られていることから、許可相当と判断しました。

続きまして、整理番号5条の29番、売買、露天資材置場の申請です。現地・面接調査案内図は、25ページから31ページです。申請地は、宮城支所から南西約430mに位置し、北側、西側、南側は道路、東側は農地と道路に囲まれた市街地化が見込まれる第3種農地です。現地案内図は28ページです。面接には申請法人の代表者及び申請代理人 行政書士が来られました。申請法人は、市内に本店を構え、前橋市を拠点に関東地方全域を施工対応エリアとして、コンクリート床特殊塗装、重防蝕ライニング塗装等を行っており、従業員は40名、年間の売上額は7億円ほどとのことです。今般、業績安定のため、工事等の塗装分野において従来リースにて賄っていた足場材料を自社保有していく計画であり、その露天資材置場として本申請地を使用したく申請するものです。現地には、畜舎がありましたが取り壊して使用するとのことです。土地の造成は、転圧して、砕石敷にするとのことです。雨水は自然浸透とのことです。境界の確定は済んでおり、外灯の設置は今後検討するとのことでした。周囲には擁壁と1.5mのメッシュフェンスを設置するとのことです。調査班としましては、資材置場の必要性、事業の確実性が伺えること、被害防除対策が取られていることから、許可相当と判断しました。

続きまして、整理番号5条の43番、売買、太陽光発電施設の申請です。現地・面接調査案内図は、32ページから38ページです。申請地は、富士見中学校から西約100mに位置し、北側が農地、西側が雑種地、南側と東側は水路と道路に囲まれた用途地域内に位置する第3種農地です。現地案内図は36ページです。面接には、法人の従業員2名と申請代理人、行政書士が来られました。申請法人は東京都に本社を置き、全国各地で太陽光発電事業を行っているそうです。約300か所の発電所を運営しているそうです。群馬県内で土地を探していたところ申請地を譲ってもらえることになったため、太陽光発電施設を設置したく申請するものです。現在までのところ、各施設の近隣から苦情等を寄せられたとの話は聞いていないそうです。申請地には465wのパネル672枚を設置し、312kwの能力で発電し、年間約620万円の売電収入を見込んでいるそうです。東京電力との間に売電契約は整っているそうです。発電シミュレーションによれば、設備費の回収に17年を見込んでいるそうです。撤去費用については、1

0年後から積み立てが開始されるそうです。現状のままでパネルを設置します。雨水は自然浸透としますが、必要に応じ雨水の流出が無いように対策するとのこと。また、安全対策として周囲に1.8mのフェンスを設置します。施設はグループ企業が年に2～3回程度、草刈り等を行うとのこと。調査班としましては、必要性、確実性、維持管理の計画もあり、周辺の農地に特段の迷惑をかける計画とは思えないことから、許可相当と判断しました。以上です。

議 長

以上で事務局の説明及び調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

10番委員

10番です。3点ほどあります。19番と38番と41番です。19番ですが、昨年完成した住宅が駐車場だとか水道管の用地が不足するということで申請があったという理由の説明ですが、このお宅の敷地面積はどのくらいだったのでしょうか。それとも一つ、当初計画した建物と全く別の形状の建物を建ててしまったために、敷地の余裕がなくなって今回の申請になったのでしょうか。いずれにしてもちょっと不思議なのが水道管用地ということで、完成して1年も経っていれば水道を使っているかと思うのですが、そもそも最初から水道管はあったのか、分かったら教えてもらいたいのですが。

望月副主幹

事務局の望月です。19番についてです。面積ですけれども、元々の宅地面積が340㎡あります。建物の配置等は当初とまるっきり同じ配置です。今回、水道用地また駐車場用地ということで宅地拡張の申請が出ていますが、申請地の南側一部分を新しく分筆をして駐車場用地として宅地を広げたところになります。また、分筆をしたところが新たに水道用地として5条申請が出ているのですが、代理人に聞いたところ、当初から水道用地として農地の所有者の方に同意を得た上で水道管の敷設の方は行っており、今回新たに分筆をして5条申請を出し、水道の敷設状態ですとか建築物の立地状況は当初から変えないと聞いております。以上です。

10番委員

ありがとうございます。続いて38番ですが、38番には今回建物は建つのでしょうか。あるいはもう既に建っている場所なのでしょうか。

望月副主幹

事務局の望月です。38番について、こちら始末書と書かせていただいたところですが、一体利用地を含めて2289㎡の敷地で今回、幼保連携型認定こども園を運営するという計画となっており、元々建っていたこども園の建物自体が今現在の農転の申請部分の農地に違反状態で建っていたと確認が取れました。今回元々建っていたこども園の建物を更地にして、土地自体はしっかり農地転用をかけて、全体的に2289㎡で新たな新規の園舎を建てたいという計画で農転の申請が出ております。以上です。

10番委員

ありがとうございます。41番ですけれども、設備管理のための駐車場という理由なのですが、この駐車場用地としての269㎡を大きいと見るか小さいと見るかなんですけれども、常駐でなく設備を点検するとき、そのときだけ車で来た者を駐車するというふうにとれるのですが、どのくらいの大きさの車を何台くらい停められるかですとか、あるいはそもそも土地が変形していて残りを農地として使うのが厳しいということで全体での申請となったのか、もし分かれば教えていただきたいのですが。

望月副主幹

事務局の望月です。こちらなのですが、土地利用計画図を確認したところ、露天駐車場用地として車8台分の計画と聞いております。こちらの269㎡、管理上の駐車場用地8台を大きく見るか小さく見るかなんですけれども、一応こちらについては3種農地ということで、我々の方としても、審査上はやむ負えないのではないかとこのところで審査をさせていただきました。以上です。

10番委員

ありがとうございました。

議 長

他にご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号45番は3条及び4条申請と関連があるため、47番は3条と関連があるため、後に一括して審議を行うこととし、整理番号1番から43番、46番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇

◇(挙手)

議 長

全員賛成でありますので、議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請については、整

理番号1番から43番、46番を許可とすることに決定します。

続いて、先に審議を保留にしました農地法第3条の整理番号1番、2番、農地法第4条の整理番号5番、6番、農地法第5条の整理番号45番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

山崎主事

◇(説明)

以上、整理番号1番の申請については、農地法第3条第2項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしていること、また整理番号2番の申請については事務処理基準に基づく許可基準を満たしておりますので、ご報告いたします。

佐藤副主幹

◇(説明)

以上5番6番の申請については、農地法第4条第6項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますのでご報告いたします。

望月副主幹

◇(説明)

以上45番の申請については、農地法第5条第2項の不許可の条件に該当しないため、許可の条件を全て満たしておりますのでご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

なお、農地法第3条の整理番号1番、2番、農地法第4条の整理番号5番、6番、農地法第5条の整理番号45番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。

調査班長

◇(報告)

(関委員)

ご報告いたします。整理番号3条の1番、2番、4条の5番、6番、5条の45番売買、新規就農及び営農型太陽光発電施設の申請です。現地・面接調査案内図は、48ページから80ページです。申請地は、堀越町地内の農用地区域内農地です。現地案内図は76ページから79ページです。面接には、申請人、譲受人と申請代理人、行政書士が来られました。申請人は、母の土地を借り受け、また自身の農地と相続予定地の3か所で営農を始めると同時に、支柱を立てて営農を継続する営農型太陽光発電施設を設置し、売電したく、申請するものです。申請地3か所には、それぞれ、375wのパネル133枚を設置し、49.5kwの能力で発電する太陽光発電施設を設置します。売電単価は27円で、年間約570万円の売電収入が見込めるとのことです。営農計画は、申請地の一部に太陽光発電施設が設置されるため、パネルの下では榊を栽培し、パネル下以外では、ネギとジャガイモ、飼料用トウモロコシ等を栽培する計画だそうです。ネギとジャガイモは個人販売で、売上は50万円程度の予定だそうです。飼料用トウモロコシ等は、近隣の酪農家に販売するとのこと。農業従事者は、申請人1名ですが、農業経験がありませんので、研修などがあれば受けたいとのことでした。申請地は自宅の道を挟んだ隣接地と自宅から1kmほどの場所にあります。農業機械はトラクター1台、軽トラック1台を購入予定で、斜面用の草刈機を購入済みで、草刈り機は所有しているとのこと。自宅には倉庫が2棟あり、農業機械の保管及び出荷作業を行えるとのこと。以上のことから、調査班としては、営農意欲、計画が認められ、営農の確実性もあり、被害防除対策も取られ、太陽光も申請人が運営することから、許可相当と判断しました。以上です。

議長

以上で事務局の説明及び調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

4番委員

4番です。太陽光施設の下で榊を植えるという申請だと思うのですが、榊の出荷先ですとか、どのくらい収入があるかのお話はなかったのですか。

望月副主幹

事務局の望月です。出荷先についてですが、インターネットで個人販売ということで話は聞いています。売上について、榊は18万円を見込んで聞いております。以上です。

4番委員

標準の8割を目指すというのを、確か前の規制のときに言っていたと思うのですが、それで標準の8割いくのでしょうか。

望月副主幹

事務局の望月です。売上というより収穫量で審査をさせていただきました。法改正後、太陽光施設の下以外も露地野菜を含めて、しっかり収穫されているかどうかチェック項目に入ること

4 番委員
望月副主幹

を説明して審査を行いました。

パネルの下ではなくて全体で8割という計算なのですか。

法改正後はそのようになります。今まではそこがあいまいな部分もあったのですが、厳格化するにあたって、地べたの面積すべてを単収見込みと考えてくれと国と県の方から指示がありました。来月以降は解除されて、申請が出た場合には地べた全体の単収8割ということで審査を始めることになります。以上です。

4 番委員
望月副主幹

今回の前の規制ということですよ。

はい、今回の前です。あくまで露地の方も含めて計画に入っている状況だったので、一応この内容で確認はさせていただきました。

議 長

他にございませんか。なければ採決したいと思います。農地法第3条の整理番号1番、2番、農地法第4条の整理番号5番、6番、農地法第5条の整理番号45番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇

◇(挙 手)

議 長

全員賛成でありますので、農地法第3条の整理番号1番、2番、農地法第4条の整理番号5番、6番、農地法第5条の整理番号45番を許可とすることに決定いたします。

続いて、先に審議を保留にしました農地法第3条の整理番号10番、農地法第5条の整理番号47番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

山崎主事

◇(説 明)

以上、整理番号10番の申請については、事務処理基準に基づく許可基準を満たしておりますので、ご報告いたします。

望月副主幹

◇(説 明)

以上47番の申請については、農地法第5条第2項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますのでご報告いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

なお、農地法第3条の整理番号10番、農地法第5条の整理番号47番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。

調査班長
(関委員)

◇(報 告)

ご報告いたします。整理番号3条の10番、整理番号5条の47番、賃貸借、営農型太陽光発電施設の申請、是正案件です。現地・面接調査案内図は、39ページから47ページです。申請地は、県立前橋西高等学校から南に約180mに位置する農振農用地区域内にある農地です。現地案内図は42ページです。面接には、法人の役員、営農を行う所有者及び申請代理人 行政書士が来られました。申請地には、320wのパネル1080枚を設置し、345kwの能力で発電する、太陽光発電施設が設置されています。売電単価は26円です。現在の発電施設は、野立ての発電施設で最低地上高は1mほどで、下部は砂利敷きになっています。申請地は、農振除外が見込めない場所であるため、是正にあたり営農型太陽光発電施設に変更する計画です。そのため、砂利を撤去し、作物を栽培できる環境を整えるとともに営農を継続する営農型太陽光発電施設に求められる支柱の高さ最低地上高2m以上を確保するため、施設の改修を行うとのことです。申請地では、みかんとタマリユウを栽培する計画だそうです。みかんは、個人販売とみかん狩りを計画し、200～300万円を目指すそうです。タマリユウの出荷先はこれから探すそうです。農業従事者は、所有者とその子の2名とのことです。通作距離は、約0.2kmとのことです。農業機械はトラクター1台、耕運機1台、ユンボ1台、軽トラ1台を所有しているそうです。以上のことから、調査班としては、是正の申請であり、法改正後の更新を見越した対応を行う計画であること、また営農の確実性が認められることから、許可相当と判断しました。以上です。

議 長

以上で事務局の説明及び調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

18番委員

18番です。これは、許可を得ないで作ってしまった太陽光発電施設を是正して営農型に変えるということですが、太陽光発電をする会社が借り受けて営農をやるのでしょうか。または、太

陽光発電と営農は別で、所有者が営農をするのでしょうか。また、みかんとかタマリユウとか思いついたような作物が出てきて、実際に一反あたりどのくらいの売り上げが出るか、なかなかデータが出づらい話ではあるので、なんとなく穿った見方をすれば、法改正で厳しくなる前の3月に滑り込んで申請をしたように見えますが、その辺のことについて、調査班なり事務局の説明をお願いします。

望月副主幹 事務局の望月です。特別調査の件なのですが、今回譲渡人さんが営農をされてて、譲受人さんが太陽光パネルをということで、分けて賃貸借でパネルを設置したいということで申請が出てきております。

18番委員 上の物件と下の土地は別ということですか。

望月副主幹 おっしゃる通りです。以前、委員に来ていただいたときは一体的にですとか、そういう話があったのですが、いろいろ関係者にヒアリングを取ったところ、全然別個でした。最初4条の話もあったのですが、話を聞かなくて5条だったということが分かりまして、今回このような申請に至った経緯があります。

議長 他にご質問ございませんか。

22番委員 22番です。教えてほしいのですが、みかんを栽培するということですが、みかん狩りはどこでやるのですか。設備の中に入らせるのですか。

望月副主幹 事務局の望月です。施設内に入ってみかんを収穫するという説明を受けております。

22番委員 太陽光の設備の中に入っても大丈夫なのですか。立ち入り禁止のイメージがあったりするのです。

望月副主幹 開放するという話がありました。土地の所有者の方にはその方向でやりたいというご意思があるので。

22番委員 何かあった場合には責任取れるのですか。

望月副主幹 はい、自己責任ということです。

議長 他にございませんか。なければ採決したいと思います。農地法第3条の整理番号10番、農地法第5条の整理番号47番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇ ◇(挙手)

議長 全員賛成でありますので、農地法第3条の整理番号10番、農地法第5条の整理番号47番を許可とすることに決定いたします。

次に、議案第27号 公売農地の買受適格証明願い、耕作目的について、整理番号1番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

山崎主事 ◇(説明)

以上1番の申請については、農地法第3条第2項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますのでご報告いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇◇◇ ◇(意見、質問等なし)

議長 なければ採決したいと思います。整理番号1番を適格とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇ ◇(挙手)

議長 全員賛成でありますので、議案第27号 公売農地の買受適格証明願い、耕作目的について、整理番号1番を適格とすることに決定いたします。

なお、当該願い出人が最高価格競落人となり、許可申請書が提出された場合には、本証明願いの内容と事情が異なると会長が認めた場合を除き、許可して差し支えない旨の付帯決議事項を付けさせていただきます。

次に、議案第28号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について、審議に入ります。事務局の説明を求めます。

阿久澤副主幹 ◇(説明)

議 長 2 1 番委員	農用地利用集積計画のご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願います。 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。 2 1 番です。ここに出てくる集積計画表というのは、これから3条の兼ね合いとかがあがってくるのですか。
長谷川補佐	事務局の長谷川でございます。基盤強化法に基づく集積計画でございますので、法3条に關しての部分は、この場合は除外という形になっております。利用権の申請とか、そちらの関係で所有権が移転になった場合ということでご理解いただければと思います。所有権が今まで耕作されて貸し借りされていた方がいらっしゃった場合、その条件の下で今度買い付けてしまいますよ。耕作の人が所有権を今まで貸し借りだったものが今度買いますとなって、条件をそのままやるという内容がこの集積という形になりますので、3条とかそういう形ではなくなっているということになります。
2 1 番委員 議 長 1 8 番委員	ありがとうございます。 その他ご意見等ございませんか。 1 8 番です。ここの対価のところで、だいたい一反あたり100万というふうな基準はあるのですか。普通の3条での売買より遥かに高いなと思って。相対で決めることなのか、ある程度基準があるのか。
長谷川補佐	改めまして長谷川でございます。基本的な基準はございませんので、お話し合いによって決めていますけれども、買いたいお話をするにあたって周りがどれくらいなのだろうかというようなお問い合わせがあったときには、だいたい周りは反でこれくらいでやっていますということをお答えさせていただくこともあります。ただ、あくまでもそれは耕作なので、売買の部分に関しては、あくまでもお話し合いによるということをお願いをしているところでございます。以上です。
1 8 番委員	ちょっと疑問に思うのは農地集積計画、この法律をもってやるということはお互いある程度メリットがないと。特に集積する側にとってメリットがないと思うんですね。そういったときに今まで有料で借りていた場所を買い取る形だろうから、100万で果たして今の農業に合うのかなという気がするものですから。もっと安くないと集積するのも大変ではないかという感じはしております。以上です。
議 長	他にございませんか。なければ採決したいと思います。議案第28号について、原案を決定とすることに賛成の方の挙手を求めます。
◇◇◇ 議 長	◇ (挙 手) 全員賛成でありますので、議案第28号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更について、原案を決定いたします。 次に、協議事項(1)、遊休農地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、協議をお願いします。事務局の説明を求めます。
長谷川補佐 議 長 特別調査班長 (阿久津会長職務代理者)	◇ (説 明) なお、特別調査班により現地調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。 ◇ (説 明) 令和6年3月12日に特別調査班で非農地判定の調査を実施しましたので、現地調査の結果を地図番号1番から35番まで順に説明いたします。今回の重点地区は宮城地区で他に申出があった場所が該当になります。地図番号1番、本人申出でバスの投棄等の違反が認められ、維持管理部分の範囲も広がったことから非農地判定といたしません。地図番号2番、本人申出で山林化しており、耕作困難なため、非農地判定といたします。地図番号3番から5番、山林化していて耕作困難なため、非農地判定とします。地図番号6番、計2筆、山林化していて耕作困難なため、非農地判定とします。地図番号7番、山林化していて耕作困難なため、非農地判定とします。地図番号8番、計3筆、山林化していて1829の3の北部には大きな沼があり、耕作困難なため、非農地判定とします。地図番号9番、計3筆、山林化していて耕作困難なため、非農地判定とし

ます。地図番号10番から11番、12番、同じく山林化していて耕作困難なため、非農地判定といたします。地図番号13番、計5筆、山林化していて耕作困難なため、非農地判定とします。地図番号14番、計3筆、山林化していて耕作困難なため、非農地判定とします。地図番号15番、16番、17番、同じく山林化していて耕作困難なため、非農地判定とします。地図番号18番、計3筆、山林化していて耕作困難なため、非農地判定とします。地図番号19番、計3筆、山林化していて耕作困難なため、非農地判定とします。地図番号20番、こちら本人申出ですが、山林化していて耕作困難なため、非農地判定とします。地図番号21番、22番、23番、山林化していて耕作困難なため、非農地判定とします。地図番号24番、計2筆、山林化していて耕作困難なため、非農地判定とします。地図番号25番、計6筆、山林化していて耕作困難なため、非農地判定とします。地図番号26番、計2筆、山林化していて耕作困難なため、非農地判定とします。地図番号27番、同じく山林化していて耕作困難なため、非農地判定とします。地図番号28番、計3筆、山林化していて耕作困難なため、非農地判定とします。地図番号29番、計2筆、こちらも耕作困難なため、非農地判定とします。地図番号30番、31番、32番、山林化していて耕作困難なため、非農地判定とします。地図番号33番、こちら本人の申出で計2筆、どちらの農地も山林化していて耕作困難なため、非農地判定とします。地図番号34番、こちらも本人申出で計3筆、整理番号60番、61番の農地は竹の伐採したものが置いてあり、山林化していないことから非農地判定としません。整理番号62番の農地は竹林であり、耕作困難なため、非農地判定とします。整理番号63番の農地は整理番号62番の農地と一体化している竹林であるため、62番を非農地判定するに伴い、一緒に非農地判定することとします。地図番号35番、本人申出で計2筆、整理番号64番の農地は周囲が原野や山林であり、自身も山林化していることから耕作困難なため、非農地判定とします。整理番号65番の農地は面積が26㎡と狭小地であり、周囲の農地との連帯も困難なことから、耕作が困難として、非農地判定とします。以上です。

議長
◇◇◇
議長

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見、質問等なし）

なければ採決したいと思います。協議事項（1）遊休農地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、整理番号1番、34番は、非農地には該当しないこととし、整理番号2番から33番、35番を非農地とすることに承認の方の挙手を求めます。

◇◇◇
議長

◇（挙手）

全員賛成でありますので、協議事項（1）遊休農地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、整理番号1番、34番は、非農地には該当しないこととし、整理番号2番から33番、35番を非農地とすることに承認とすることに決定いたします。

次に、協議事項（2）、農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会への意見聴取について、協議をお願いします。事務局の説明を求めます。

藤井主事

◇（説明）

農政課からの説明は以上になります。

議長
◇◇◇
議長

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見、質問等なし）

なければ採決したいと思います。農業振興地域整備計画（令和5年9月除外）の変更に係る農業委員会への意見聴取について、原案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇
議長

◇（挙手）

全員賛成でありますので、協議事項（2）、農業振興地域整備計画（令和5年9月除外）の変更に係る農業委員会への意見聴取については、原案を承認とすることに決定いたします。

次に、協議事項（3）令和6年度最適化活動の目標の設定等（案）について、協議をお願いします。事務局の説明を求めます。

井草補佐

◇（説明）

長谷川補佐

◇（説 明）

説明は以上です。

議 長

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇◇◇

◇（意見、質問等なし）

議 長

なければ採決したいと思います。協議事項（３）令和６年度最適化活動の目標の設定等（案）について、原案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇

◇（挙 手）

議 長

全員賛成でありますので、協議事項（３）令和６年度最適化活動の目標の設定等（案）について、原案を承認とすることに決定いたします。

次に、１３２ページ以降の報告事項ですが、報告事項（１）から（３）までの内容は、

（１）法第４条の届出書の受理状況 ４件

（２）法第５条の届出書の受理状況 １８件

（３）法第１８条第６項の規定による通知書の交付状況 ２４件

また、報告事項（４）は、３月総会において許可とした、法第４条の農地転用１件、法第５条の農地転用２件について、群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見が「異存なし」と答申がありましたので、会長専決により許可書を交付しておりますので、後ほどご覧ください。

報告事項（５）令和６年度前橋市農業委員会事業計画（案）について事務局から報告をお願いします。

井草補佐

◇（説 明）

長谷川補佐

◇（説 明）

高山係長

◇（説 明）

説明は以上です。

議 長

報告事項（６）職員の任免について事務局から報告をお願いします。

井草補佐

◇（説 明）

説明は以上です。

議 長

それでは、以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので、総会を閉会といたします。

（午後３時５７分閉会）